

## 設備整備 計画変更等に際しての注意事項

### ◆事業内容に変更が発生したら…

交付決定後に事業内容等が変更になる場合には、計画変更等承認申請書(様式第6) または 計画変更等届出書(様式第7)の申請が必要となります。

必ず**事前に**エルピーガス振興センターへお問い合わせの上ご対応ください。



お問い合わせは、メールにて受け付けます。 [setubidonyu@setubidonyu.com](mailto:setubidonyu@setubidonyu.com)

※問い合わせの際は、「補助金交付番号」と「計画変更であること」を記載してください。

### ◆計画変更届 作成時の注意

**業務細則第11条の内容を確認し、期限を厳守の上、関係書類を申請、ご提出ください。**

交付決定時の事業内容に変更が生じる場合、**事業が実施前までに**計画変更等承認申請書(様式第6)を申請ください。

**計画変更等承認申請書(様式第6)を提出した場合、振興センターから計画変更等承認結果通知書(様式第8)を受け取るまで事業を開始することは出来ません**のでご注意ください。

但し、計画変更届(様式第7)の場合は、事業完了日前までに申請して頂ければ結構です。

また、計画変更による**補助金交付申請額の増額は認められません**ので、あらかじめご了承ください。



計画変更

申請方法については、[こちら](#)をご確認ください。

## 設備整備 計画変更等の手続きについて

 下記2点共通して、**変更が分かり次第、必ず事前にエルピーガス振興センターまでお問い合わせください。**

### ◆計画変更等承認申請書（様式第6）

下記いずれかに該当する場合は、「計画変更等承認申請書(様式第6)」を申請ください。  
なお、この申請書を提出した場合、**振興センターから『計画変更等承認結果通知書(様式第8)』を受け取るまで事業を再開することが出来ませんのでご注意ください。**

- ① 他事業者へ事業を継承する場合
- ② 事業を中止、または廃止する場合
- ③ 下記(様式第7)の②、③に該当しない補助対象経費の変更や設備の構成内容の変更
- ④ 補助事業者または共同補助事業者の代表者変更  
※代表者を変更したことで、補助事業の方針（推進）に影響がある場合。



計画変更の審査に際し、本誌記載内容以外の手続きを依頼することがありますので、予めご了承ください。

### ◆計画変更等承認申請書（様式第7）

下記いずれかに該当する場合は、「計画変更等届出書(様式第7)」を申請ください。  
この届出書は承認事項ではないので、提出後も事業を継続して構いません。  
また、下記に記載のない変更については、実績報告時に内容を確認しますので、証憑類の準備はしておいてください。

- ① バルク容器の容量が申請時と変更がなく、供給設備のバルク容器以外の機器の金額変更があるもの。
- ② 消費機器の金額変更が申請時の補助金額の50%以下のもの。
- ③ 申請時の事業完了日から事業完了期限（交付決定時に定められた期限）までの事業完了（支払完了）の遅延
- ④ 補助事業者または共同補助事業者の代表者変更  
※代表者を変更後も、補助事業の方針（推進）に影響がない場合。

## 設備整備 計画変更等の申請後について

### ◆ 計画変更等の申請後について（様式第6について）

- ① 計画変更等に関わる申請を受付後、振興センター内で審査を行います。  
修正の必要が認められる場合には、申請者、共同申請者、履行補助者にシステム経由にて依頼します。
- ② 修正の依頼を受けた事業者は、振興センターの依頼に基づき、修正後の必要書類をシステム経由にて提出してください。
- ③ 修正前と修正後の書類は混同しないよう適切に管理してください。また、振興センターの許可なく申請内容の変更をしないでください。

